

# TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

## 所得税の非課税所得



小菅 貴子<sup>[本郷]</sup>

### はじめに

所得税法上、非課税となる所得は、所得税法9条に定められています。今回は、所得税法の非課税所得が争点となった事例をご紹介します。

### I. 非課税となる通勤の範囲

平28.4.5非公開裁決（F0-1-614）  
（棄却）

#### 1. 事案の概要

医療法人である請求人は、その開設する病院から自宅が遠方にある勤務医らに、それぞれ病院の近辺にマンション等を用意し、勤務医らは、毎週、それぞれの自宅からマンション等又は病院に行き、3日ないし5日間、連続して勤務した後、それぞれの自宅に帰宅していました。

本件は、請求人が、本件勤務医らに支払った通勤手当について、原処分庁が、本件勤務医らの就業のための拠点となる住居（本件マンション等）と病院との往復が通勤に当たるとして、源泉所得税等の各納税告知処分等を行ったのに対し、請求人が、本件勤務医らの自宅と病院の往復が通勤に当たるとして、当該各処分の取消しを求めた事案です。

#### 2. 国税不服審判所の判断

所得税法9条1項5号は、給与所得者に対して支給される通勤手当は、通勤に要する費用に充てられる実費弁償的なものであるために、一般の通勤者について通常必要と認められる範囲内のもは課税しないこととしたものである。上記の趣旨に照らせば、所得税法9条1項5号に規定する通勤とは、給与所得者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、就業のための拠点となる所と就業場所との間の往復をいうものと解するのが相当である。

本件勤務医らは、本件病院に連続して勤務する3日ないし5日間、本件病院の近辺にある請求人が用意した本件マンション等で生活し、本件マンション等と本件病院との間を往復して勤務

していたことが認められる。そうすると、本件マンション等は、本件勤務医らが居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、就業のための拠点となる所と就業場所との間の往復をいうものと解するのが相当である。したがって、本件勤務医らが、請求人が用意した本件マンション等と本件病院との間を往復することが、所得税法9条1項5号に規定する通勤に当たり、本件勤務医らのそれぞれの自宅と本件マンション等又は本件病院との間を往復することは、同号に規定する通勤には当たらない。

本件勤務医らは、本件マンション等から本件病院に通勤するため自動車を使用することを常例とする者に当たるから、所得税法施行令20条の2第2号に基づき、本件各通勤手当のうち毎月4,200円（平成26年3月分以前については4,100円）のみが非課税所得となる。

### II. 外国の財団から交付された賞金

平29.10.2非公開裁決（F0-1-883）  
（棄却）

#### 1. 事案の概要

本件は、〇〇〇である請求人が、外国の財団から交付された賞金を総所得金額に含めずに所得税等の確定申告等をしたところ、原処分庁が、当該賞金は一時所得に当たるとして所得税等の更正処分等をしたのに対し、請求人が、その賞の意義や内容等からすると所得税法9条《非課税所得》1項13号へに規定するものと同等又はそれ以上の賞であるから、当該賞金は非課税所得に当たるとして原処分の全部の取消しを求めた事案である。

#### 2. 国税不服審判所の判断

所得税法9条1項13号へに規定する非課税所得は、財務大臣が特定の金品について非課税所得とすべきか否かを個別に審査した上で指定することとされているのであって、財務大臣により指定されていない金品が非課税所得に該当しないことは、当該規定の文言から一義的に明らかである。

この点、請求人は、所得税法9条1項13号への制度趣旨並びに本件賞の意義及び内容から本件賞金を非課税所得に当たると解すべきである旨主張するが、独自の見解であるといわざるを得ず、採用することはできない。

本件賞金は、所得税法9条1項13号へに規定する「財務大臣の指定するもの」として指定されておらず、同号へに規定する金品には該当せず、非課税所得には当たらない。

### III. 還付不能となった固定資産税相当額の補填金

平30.2.13非公表裁決（F0-1-890）  
（棄却）

#### 1. 事案の概要

本件は、不動産貸付業を営む請求人が、土地に係る固定資産税等の課税誤りを原因として受けた①A市の支払要綱に基づく補填金（平成8年度ないし22年度）及び②地方税法の規定に基づく還付金（平成23年度ないし26年度）について、平成27年分の不動産所得の金額の計算上総収入金額に算入して所得税等の確定申告を行ったが、その後、上記補填金等は、非課税所得に当たる又は各年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した額から減額すべきものであるとして、更正の請求をしたところ、原処分庁から更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたという事案です。

#### 2. 国税不服審判所の判断

当審判所の調査によれば、本件要綱の制定趣旨は、固定資産税等の額に過誤納が生じた場合、地方税法の規定により、税額を還付する場合は、法定納期限の翌日から起算して5年を経過する日までしかすることができないところ、補填の必要があるものにつき、過誤納金を5年分しか還付できないのでは、市民の税務行政に対する信頼が確保できないことなどから、本件要綱を制定することにより、国家賠償法4条及び民法724条《不法行為による損害賠償請求権の期間の制限》の除斥期間に相当する20年分の補填を可能にした

ことにあると認められる。

本件補填金が支払われるに至った経緯等を考慮すると、本件補填金は、所得税法施行令30条に規定する「不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払を受ける損害賠償金」（同条2号）に「類するもの」（同条本文）に該当すると解するのが相当である。

請求人は、遅くとも平成8年1月1日以後、A市から本件各土地について賃料収入を得ていたから、請求人が支払った平成8年度ないし平成22年度の各年度の固定資産税等の額は、平成8年分ないし平成22年分の各年分における不動産所得を生ずべき業務について生じた費用の額として、当該各年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入される金額となる。

そして、請求人が平成8年分ないし平成22年分の各年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した当該各年度の固定資産税等の額は、必要経費として別建てで計算される金額であるところ、本件補填金は、当該別建てで計算される固定資産税等の額のうち、還付不能となった固定資産税等の税相当額を補填するものであるから、所得税法施行令30条本文括弧書に規定する「必要経費に算入される金額を補填するための金額」に該当する。

なお、本件補填金の支払請求権は、平成27年12月16日付の固定資産税等過誤納金補填金支払通知書により確定したとみるのが相当であるから、本件補填金は、平成27年分の不動産所得の金額の計算上総収入金額に算入すべきである（所得税基本通達37-6）。

（②については省略します。）

### おわりに

TAINSで上記裁決を検索する場合のキーワードは、「所得税」、「非課税所得」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ  
TEL 03 (5496) 1195

会計事務所のシステムなら

# MJS

## ミロク情報サービス

**特長1** 会計事務所向けERPで、顧問先情報の一元管理を実現。会計事務所の機動力を強化。

**特長2** 各種システムの連携で顧問先の早期決算を実現。自計化も支援。

**特長3** 全国対応！安心して導入・運用できる環境や業務効率化の実現をワンストップで提供。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS 会計事務所向け

検索

